

愛知県中学校総合体育大会等優勝旗取扱要項

1 目 的

この要項は、愛知県中学校総合体育大会、愛知県高等学校総合体育大会及び愛知県高等学校定時制・通信制総合体育大会(以下「大会」という。)の各競技の優勝校に愛知県及び愛知県教育委員会が授与する優勝旗の取扱いに関する事項を定めることを目的とする。

2 優勝旗の授与

大会の各競技の優勝校に愛知県所有の優勝旗を授与する。

ただし、優勝旗は優勝校の持ち回りとし、翌年の大会で返還する。

3 優勝旗の保管義務等

優勝校は優勝旗を受領後、次号に掲げる手続きを履行しなければならない。

① 受領書（優勝旗受領書様式）を愛知県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出する。

② 優勝旗を返還する時まで、優勝校のもとで保管する。

4 優勝旗の保管に伴う賠償責任

優勝校は保管する優勝旗を損傷又は亡失させた場合、次に掲げる賠償責任を負う。

① 故意に損傷又は亡失させた場合は、同等なもので賠償する。

② 過失により損傷又は亡失した場合は、過失の程度により賠償する。

5 その他

この要項に定めのない事項については、別に教育長が定める。